

事業主
(法人・個人)
の皆さんへ

固定資産(償却資産)の

申告について

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。

平成29年1月1日(賦課期日)現在において償却資産を所有している方は、平成29年1月31日(火)までに申告してください。

【主な留意点】

① 法人税または所得税の申告において、減価償却が終了している資産については償却資産申告の対象となりません。

② 決算期ごとに取得した資産ではなく、あくまで平成29年1月1日現在所有している事業用資産が申告の対象となります。

③ 申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。個人事業主の方は、12桁の番号を記入のうえ、本人確認書類と併せて申告ください。

④ 電子申告(eLTAX)が利用

できます。詳しくはお問い合わせいただくかHPをご覧ください。

⑤ 町内で事業をされている方は、12月末に今年度の申告書を送付します。同封の「償却資産申告の手引き」をご覧のうえ記載ください。また、事業をされている方で申告書が届いていない方は、お問い合わせください。

【申告窓口】

- ・ 財務課課税第二係
- ・ 熊石総合支所地域振興課
- ・ 落部支所

※電子申告(eLTAX)に関するお問い合わせ先はeLTAX地方税ポータルシステム
☎0570-081459
HP: <http://www.eltax.jp/>

【問い合わせ先】
財務課課税第二係
☎0137-62-2114

【主な償却資産の例示】
※左記以外にも事業用のものがある場合は申告が必要です。

資産の種類	償却資産の名称等
1 構築物	路面舗装(駐車場・構内)、フェンス、看板、門、石油タンク等
2 機械及び装置	加工機械、製造機械、冷凍装置、ブルドーザ、コンプレッサー等
3 船舶	漁船、作業船、ボート等
4 航空機	ヘリコプター、グライダー等
5 車両運搬機	構内運搬車、大型特殊自動車(最高速35km/h以上のトラクター等)で登録番号が0と9の車両も含む。 ※自動車税および軽自動車税の対象となるものは除く。
6 工具器具備品	作業工具、測定工具、机、椅子、自動販売機等

物品購入等に係る参加資格申請書の受付

平成29～30年度について、物品等の購入に係る参加資格の申請を受け付けます。平成27年度に登録済みの法人または個人であっても新たに申請をしてください。

【申請受付期間】※土・日・祝日を除く

- ・ 1月16日(月)～2月28日(火)
- ・ 午前8時30分～午後5時15分

【申請できる業者・申請書】

- (1) 八雲町内に本社を有する法人または個人で、平成29年1月1日現在、2年間の営業実績を有し、各種税金を完納していること。
- (2) 八雲町以外に本社を有する法人または個人(八雲町内に支店、営業所等を有する法人含む)で、平成29年1月1日現在、2年間の営業実績を有し、各種税金を完納していること。

※申請は、町HP掲載の町指定の様式

※石油類販売(燃料等)業者の申請は不要です。

【申請・問い合わせ先】

- ・ 会計課会計係 ☎0137-62-2113
- ・ 熊石総合支所地域振興課 ☎01398-2-3111

町収納金の納入通知書に記載の取扱金融機関名について

平成29年1月23日に江差信用金庫と函館信用金庫が合併し、「道南うみ街信用金庫」となります。今年度中に当町から発行している納入通知書(各種税金・町営住宅料・保育料・上下水道料金等)については、取り扱える金融機関等に「江差信用金庫」と記載されておりますが、合併後は「道南うみ街信用金庫」に読み替えて対応します。再発行は行いませんので、そのままご使用いただくようお願いいたします。また、口座引落で納付されている方につきましても、金融機関名の変更手続きは必要ありません。

【問い合わせ先】

- ・ 会計課出納係 ☎0137-62-2113
- ・ 江差信用金庫または函館信用金庫(新：道南うみ街信用金庫)各支店